○厚生労働省告示第百六十号

賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十六号）第十七条第一項第七号の規定に基づき、昭和五十一年労働省告示第七十九号（賃金の支払の確保等に関する法律施行規則第十七条第一項第七号の規定に基づく厚生労働大臣が指定する金融機関）の一部を改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

本則の次に次の附則を加える。

附　則

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合におけるこの告示の適用については、本則中「農業協同組合」とあるのは、「農業協同組合及び特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。）」とする。

○厚生労働省告示第百六十一号

後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十一号）第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき、平成二十七年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

平成二十七年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（以下「省令」という。）第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率又は額とする。

区分	率又は額
省令第四条第二項の厚生労働大臣が定める普通調整係数	○・九七〇七三六八九六四五
省令第四条第四項の厚生労働大臣が定める補正係数	一・〇八七二九一二二二九一
省令第五条第四項の厚生労働大臣が定める一人平均所得額	四十九万四千七百五十円

○厚生労働省告示第百六十二号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）附則第十三条の五の五第四項、第十三条の八第四項、第十四条の六第四項及び第十四条の九第四項並びに高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）の規定に基づき、平成二十八年度における高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を次のように定めたので、同令第四十七条第一項並びに附則第十九条の二及び第二十四条の規定により公示する。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

区分	率又は額
高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（以下「省令」という。）第三条に規定する前期高齢者交付算定率	○・〇〇〇六四〇
省令第五条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	一・〇四三八五
省令第八条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	一・〇三〇五六
省令第九条第三項に規定する概算補正係数	一・〇七二五八
省令第十一条に規定する一人平均前期高齢者給付費見込額	四十一万三千百六円
省令第十五条において準用する省令第九条第三項に規定する確定補正係数	一・〇七六六三
省令第十六条に規定する一人平均前期高齢者給付費額	四十万七千六百二十九円
省令第十七条において準用する省令第三条に規定する前期高齢者納付算定率	○・〇〇〇六四〇
省令第十八条第一項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	一・〇四三三六
省令第十八条第一項第二号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	二・一七八七三
省令第十八条第一項第三号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	○・五八四一六
省令第十九条第二項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	○・九八三八三
省令第十九条の二に規定する加入者一人当たり負担調整対象見込額	六十五円
省令第二十条の二に規定する加入者一人当たり負担調整対象額	四十円
省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	三円六十銭
省令第三十六条において準用する省令第三条に規定する後期高齢者支援算定率	○・〇〇〇七二〇
省令第三十七条第一号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	一・一二七八五
省令第三十七条第二号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	一・〇九九二九
省令第三十八条に規定する加入者一人当たり負担見込額	五万七千四百三十円
省令第四十条に規定する加入者一人当たり負担額	五万五百三十四円
省令第四十一条において準用する省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	三円四十銭
省令附則第十八条の二に規定する加入者一人当たり負担見込額	一円二十九銭
省令附則第十九条において準用する省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	三十一銭
高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）附則第十三条の五の五第四項に規定する納付金確定拠出率	○・〇〇〇六九六五二
法附則第十三条の八第四項に規定する納付金概算拠出率	○・〇〇一五八〇六六
法附則第十四条の六第四項に規定する支援金確定拠出率	○・〇〇六五〇四七四
法附則第十四条の九第四項に規定する支援金概算拠出率	○・〇一四〇七六一七